

令和3年度 テーマ募金(使途選択募金)参加団体募集要項 (令和4年度事業実施・助成)

社会福祉法人大分県共同募金会

1 テーマ募金(使途選択募金)の目的

本テーマ募金は、多様化・複雑化する社会課題の解決や地域の福祉課題に取り組むNPO、ボランティア団体等が、共同募金運動期間の拡大期間(1月1日～3月31日の3ヶ月間)において、自らが行う活動の趣旨を広く県民に啓発し、県民の理解と共感に基づく募金活動を展開することにより、団体の活動に必要な資金を募集し、その資金をもって社会課題の解決や地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

2 参加の対象となる団体

県内で活動する民間の非営利団体で、次の①から⑥の要件を満たしている団体とする。

- ① 活動・事業を開始後1年以上経過していること。
- ② 福祉に係る社会課題、地域課題を解決する活動に取り組んでいること。
- ③ 法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備え、活動・事業の計画、予算、決算等が整備されていること。
- ④ 寄付者からの信頼に十分に応えうる組織体制を持ち、事業内容および経営情報を公開できる団体であること。
- ⑤ 共同募金運動を通して、自団体の課題解決活動を広く普及できること。
- ⑥ 政治活動・宗教活動を目的とした団体でないこと。

3 助成の対象となる活動

公的な制度では解決できない次のような福祉に係る社会課題、地域課題の解決に取り組む活動とする。

- ① 社会的孤立(ニート・引きこもりなど)に対する支援活動
- ② ホームレスへの支援活動
- ③ 虐待防止、虐待を受けている人への保護活動
- ④ 子どもの貧困対策となる活動
- ⑤ 自殺予防活動
- ⑥ 難病者への支援活動
- ⑦ 犯罪被害者家族への支援活動
- ⑧ 障害者の地域移行を支援する活動
- ⑨ 子育てに悩む家庭への支援活動
- ⑩ 生活課題を抱える高齢者等への支援活動
- ⑪ その他、福祉に係る社会課題・地域課題の解決に取り組む活動

4 助成対象経費

活動に必要な事業経費とする。なお、次の経費は助成対象外経費とする。

- ・人件費(内部関係者への謝礼、調査報酬などを含む)
- ・懇親会経費(懇親飲食代など)
- ・団体の運営に要する経常的な経費(事務所賃借料、光熱水費など)

- ・その他、事業とは直接関係しない経費

5 募金活動と事業実施

- (1) 募金活動期間
令和4年1月1日 ～ 令和4年3月31日
- (2) 事業実施期間
令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日
- (3) 募金活動
参加団体は、自らの活動の必要性を訴えながら、その活動に必要な資金を主体的に調達するための募金活動を行う。
募金は、寄付者が参加団体専用の郵便振込用紙により行う。
- (4) 寄付金の受付と管理及び助成額
 - ア 寄付金は、共同募金として本会口座で受入れる。
 - イ 寄付金の受入れ管理や資材作成費(チラシ等)等の経費として、寄付金額の10%を事務手数料とする。(千円未満切捨て)
 - ウ 助成額は、寄付金額から事務手数料を控除した額に、寄付金額の20%を加算した額(目標額の20%を上限)とする。
 - エ 寄付金額が目標額を超えた場合は、事業の計画等について、再度本会と協議のうえ、その団体へ助成する。

6 申請(参加申し込み)

- (1) 申請受付期間
令和3年4月1日(木) ～ 令和3年5月17日(月) (郵送可)
- (2) 助成予定団体数
5団体程度
- (3) 所定の様式「テーマ募金参加申込書」【様式1】により本会へ申請する。

<提出・お問い合わせ先>

社会福祉法人大分県共同募金会
〒870-0907 大分市大津町2-1-41
大分県総合社会福祉会館3階
TEL: 097-552-2371 FAX: 097-552-6250
E-Mail: kyoudoubokin@oita-akaihane.or.jp

7 助成団体の決定

助成団体は、本会配分委員会の審査により決定する。(予定 令和3年7月中)

8 募金額・助成額の確定

- (1) 寄付者名簿の作成
本会は、募金受入れの都度、該当参加団体に郵便振込用紙(払込取扱票)の写をFAX等で送付するので、各参加団体は、この郵便振込用紙の写に基づき、寄付者名簿を作成する。

(2) 募金額の報告

参加団体は、令和4年3月31日付の寄付金受入れをもって締め切った寄付者名簿を添付した「募金集計報告書【様式2】、【様式2-1】」を本会あて提出する。

(3) 募金額の確定

本会は、参加団体からの「募金集計報告書」に基づき、各参加団体の募金額を確定する。

(4) 助成額の決定

募金額の確定後、令和4年7月以降に開催する配分委員会、理事会・評議員会の審議を経て、各助成団体への助成額を決定する。

(5) その他

ア 領収書は、専用の郵便振替用紙(払込取扱票)の「振替払込請求書兼受領証」をもって本会の領収書に替える。

共同募金会への寄付金に対する税制上の優遇措置を希望する寄付者については、申し出により本会の領収書を発行する。

イ 運動期間終了後に受け入れた募金は、本会が行う通常の赤い羽根募金として取扱う。

9 助成金の取消、返還等

次のいずれかに該当した時は、助成決定を取消し、助成金の一部又は全部を返還するものとする。

- ① 助成金を助成決定事業に使用しないとき
- ② 助成決定事業の遂行が困難になったとき
- ③ 助成決定事業を中止したとき
- ④ 助成金に剰余が生じたとき

助成金は、単年度事業への助成を原則としているため、剰余が生じる場合は本会に返還となるが、寄付者の意向を尊重し、該当団体が行う翌年度の事業に再助成する。但し、該当団体が翌年度、本テーマ募金に参加しない場合は、本会が行う通常の赤い羽根募金として取り扱う。

10 助成事業の変更

助成額決定後、やむを得ない事情により事業内容等を変更する場合は、助成事業変更申請書【様式5】により本会の承認を受けること。

11 助成事業の実施報告

助成を受けた団体は、当該事業の完了後、1か月以内に「助成事業完了報告書【様式6】」を本会に提出するものとする。

12 助成事業の広報

助成を受けた団体は、助成を受けた事業を実施する際に、「赤い羽根募金」の助成金によるものであることを明示すること。